

令和6年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携システムの活用を促進することで、介護人材の定着、新規参入を促進するとともに、介護サービスの質の向上を図るため、社会福祉法人に対する補助に関する条例（昭和36年7月県条例第24号）、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた山形県内の介護サービス事業所を運営する者とする。

2 補助金の申請については実際にケアプランデータ連携システムによるデータ連携を行う介護事業所（少なくとも居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所をそれぞれ1ずつ含む）で構成されるケアプランデータ連携グループ（以下「グループ」という。）ごとに、グループを代表する補助事業者（以下「代表補助事業者」という。）が行うこととする。

3 グループの全事業所は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）並びに消費税を滞納していないこと。

(2) 本店、支店及び事業者の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の「補助上限額」欄に掲げる額と事業に要する経費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 所要額調書（別記様式第2号）
- (3) 理由書（社会福祉法人の場合）
- (4) 財産目録及び貸借対照表（社会福祉法人の場合）

(5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、事業に要する経費の10分の2を超えない増減とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 代表補助事業者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 代表補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、規則第7条第1項第2号の規定により、速やかに、補助事業遅延等報告書（別記様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 代表補助事業者は、知事の要求があったときは、規則第12条の規定による補助事業等状況報告書に事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。また、導入の翌年度から原則として3年間、毎年度4月末日までに知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出期限は、補助対象経費に係る支払から30日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第8号）
- (2) 精算額調書（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(支払い)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（別記様式第9号）を設け、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 取得財産等のうち、規則第22条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の財産とする。

- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業に係る経理を、他の経理と明確に区分して処理しなければならない。

(事業効果の公表)

第15条 知事は、本事業によるケアプランデータ連携システム導入の推進を図るため、交付決定した補助事業者から提出のあった補助事業計画書（別記様式第1号-2）、事業実施状況調書（別記様式第7号）及び事業実績書（別記様式第8号）を公表する。

附 則

この要綱は令和6年7月26日から施行する。